

議会の概要

令和5年版



島本町

島本町議会
(大阪府三島郡島本町)

目 次

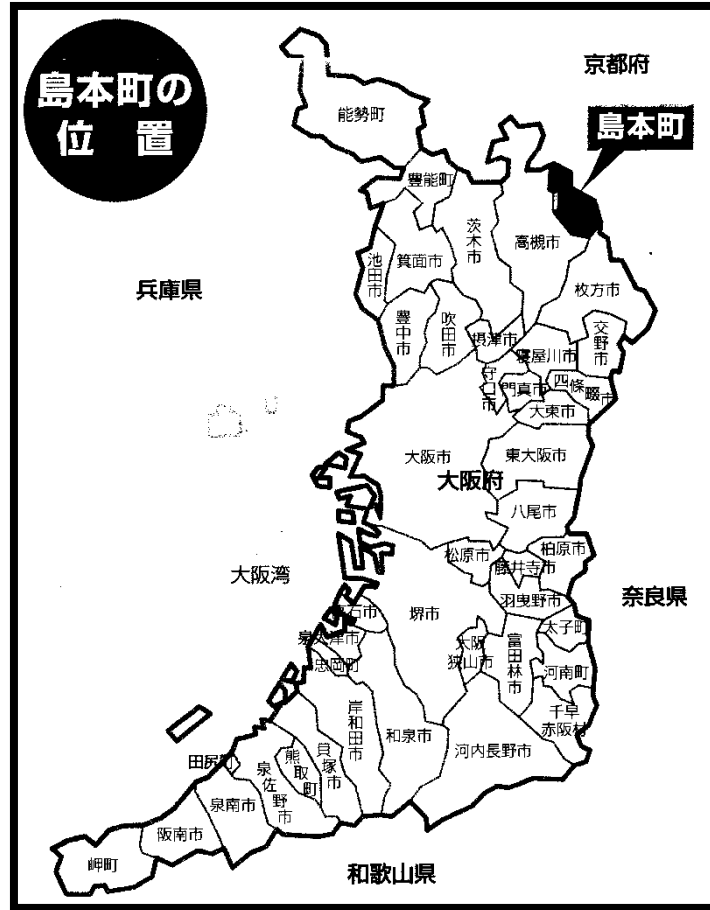
町 勢 の 概 要

1	沿 革 等	2
2	人 口	4
3	予 算 状 況	5
4	行 政 機 構	8

議 会 の 概 要

1	構 成	1 0
2	本 会 議	1 1
3	常 任 委 員 会	1 2
4	議 会 運 営 委 員 会	1 3
5	議 員 全 員 協 議 会	1 3
6	そ の 他 の 会 議	1 3
7	議 会 運 営 の 状 況	1 4
8	議 会 発 行 物	1 5
9	議 員 報 酬 と 旅 費	1 6

町勢の概要



役場の位置	東経135度40分	北緯	34度53分
ひろがり	東西3.3km	南北	8.9km
標高	最高	631.4m	最低8.5m
面積	16.81km ² (市街化区域面積 3.37km ²)		
人口密度	1,839.8人/km ²		
人口伸率	3.15% (平成27年国勢調査との比較)		
高齢化率	28.0% (令和5年4月1日現在)		

注：人口密度・人口伸率は、令和2年国勢調査による。

1 沿革等

〔沿革〕

明治22年（1889年）4月1日、市制町村制施行の際に、大沢・尺代・山崎・東大寺・広瀬・桜井・高浜の7つの村が合併して島本村になり、純農村としてひらけていった。明治、大正期には、鉄道（現在のJR及び阪急電鉄）も開通し、良好な立地条件により大阪近郊の工業地として発展し、人口も急増していった。昭和15年（1940年）に町制施行により島本町が誕生した。以後、都市圏の拡大に伴い企業立地や住宅地としての開発が進み、従来の農村的色彩から近郊都市的色彩の街として発展してきた。

〔位置〕

大阪府の東北部、京都府との府境に位置し、東は淀川を隔てて枚方市および京都府八幡市と相對し、南および西は高槻市と、北は京都府京都市、長岡京市および大山崎町に隣接している。

〔地勢〕

町の地勢は、東西約3.3km、南北約8.9kmと細長い形状で、北・中部に山岳丘陵地が広がり、南部の淀川沿いの平坦地に市街地を形成している。丹波山塊の先端天王山と生駒山系の男山とが向かい合っている地峡部において木津川、宇治川、桂川の三川が合流して淀川となる。その右岸側にあり、町の約7割は急峻な山岳で占められている。

〔歴史〕

古来、聖武天皇の尊霊を慰めるべく、光明皇后が当町山崎の地に西観音寺を建立されたのをはじめとして、後鳥羽上皇がこの地を特に愛でられて水無瀬の里に離宮を造営されるなど、以後、多くの人々が住みつき、都を離れた一つの拠点として次第に発展してきた。また、山城、河内、摂津の三国の間に位置している本町は、京都と瀬戸内海を結ぶ交通の要衝（陸路では西国街道、水路では淀川）として日本の文化史・政治史上に大きな足跡を残している。

即ち、中世においては南北朝の紛争、近世においては明智光秀と羽柴秀吉の天下分け目の戦いの「山崎の合戦」（天王山の戦い）、さらに幕末には佐幕・勤皇の攻防と、歴史の展開に大きな役割を演じてきた。

〔現 勢〕

大阪と京都とのほぼ中間にあり、また狭い平坦地をＪＲ東海道本線・新幹線、阪急京都線、国道１７１号、名神高速道路といった主要幹線が通っている。また、平成２０年（２００８年）３月にＪＲ「島本駅」が完成し、自然も多く残しつつ交通の利便性が高いという立地状況とあいまって良好な居住環境を形成している。

〔気 候〕

本町の気候は太平洋気候区に属し、しかも瀬戸内海気候区の東端にあたるため温暖な気候帯にあり、６月の梅雨期と９月の台風期に降水量が多く、冬の３ヶ月に降水量が少ないことが特色である。同じ町域にあっても北西部の山地は高度と地形環境が異なるため、気候にもかなり地域差があり、山間部は市街地よりも一層気温が低く、そして湿潤である。

2 人 口

明治22年の市制町村制施行により旧7ヵ村が合併して島本村となり、そして、町制施行による新しい島本町が誕生した昭和15年の人口は、6,056人であったが、昭和40年代から昭和60年代にかけて住宅開発などにより急速な増加が続き、昭和62年(1987年)には約3万人に達した。その後、微増ないし横ばい傾向を続け、平成10年(1998年)をピークに減少に転じたが、平成20年以降のJR島本駅の開業や大型集合住宅の建設等の影響もあり、平成23年(2011年)に再び3万人を突破、平成31年(2019年)には初めて3万1千人を超えた。

また、65歳以上の高齢者人口は、年々急速に増加し、少子化とあいまって令和5年(2023年)4月現在の本町の高齢化率は、28.0%と上昇を続けている。

町制施行後の人口推移

区 分	人 口	世 帯 数
令和5年	31,603	13,840
令和4年	31,821	13,899
令和3年	31,937	13,814
令和2年	31,774	13,678
平成31年(令和元年)	31,167	13,323
平成30年	30,605	12,952
平成25年	30,908	12,704
平成20年	29,562	11,805
平成15年	30,034	11,353
平成10年	30,875	10,704
平成5年	30,580	9,911
平成元年	30,314	10,002
昭和55年	24,663	7,662
昭和45年	16,873	4,207
昭和35年	9,173	1,930
昭和25年	8,160	1,246
昭和15年	6,056	1,023

※ (平成15年以降は3月末日現在の人口、他は島本町統計書による各年の10月1日現在の人口)

3 予算状況

(1) 令和5年度 各会計別予算

(単位：千円)

会 計 名	令和5年度予算額	令和4年度予算額	比 較
一 般 会 計	13,706,000	12,856,000	850,000
土地取得事業特別会計	275,000	273,950	1,050
国民健康保険事業特別会計	2,934,848	3,123,500	△188,652
後期高齢者医療特別会計	588,359	613,535	△25,176
介護保険事業特別会計	2,955,169	2,863,000	92,169
大沢地区特設水道施設事業特別会計	3,900	12,900	△9,000
財産区特別会計（5財産区）	5,278	9,624	△4,346
水道事業会計	1,144,700	1,008,320	136,380
下水道事業会計	2,005,200	1,765,700	239,500
計	23,618,454	22,526,529	1,091,925

(2) 令和5年度 一般会計予算

ア 歳入

(単位：千円)

款	令和5年度予算額	令和4年度予算額	比較
1. 町 税	4,921,762	4,904,860	16,902
2. 地 方 譲 与 税	53,600	55,600	△2,000
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	4,000	△1,000
4. 配 当 割 交 付 金	47,000	28,000	19,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	29,000	41,000	△12,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	49,000	73,000	△24,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	685,000	622,000	63,000
8. ゴルフ場利用税交付金	41,000	39,000	2,000
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	10,000	14,000	△4,000
10. 地 方 特 例 交 付 金	49,000	48,000	1,000
11. 地 方 交 付 税	1,879,000	1,706,000	173,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,500	3,500	0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,816	1,779	37
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	289,912	292,862	△2,950
15. 国 庫 支 出 金	1,937,706	2,024,205	△86,499
16. 府 支 出 金	1,075,224	1,026,933	48,291
17. 財 産 収 入	4,121	3,061	1,060
18. 寄 附 金	400,532	140,532	260,000
19. 繰 入 金	741,688	880,174	△138,486
20. 諸 収 入	237,239	248,394	△11,155
21. 町 債	1,246,900	699,100	547,800
計	13,706,000	12,856,000	850,000

イ 歳 出

(単位：千円)

款	令和 5 年度 予 算 額	令和 4 年度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 容				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	129,895	129,617	278	0	0	0	30	129,865
2. 総 務 費	2,372,644	1,626,164	746,480	31,048	95,168	584,000	84,611	1,577,817
3. 民 生 費	5,474,855	5,345,134	129,721	1,672,943	889,108	3,600	206,437	2,702,767
4. 衛 生 費	1,040,700	1,141,552	△100,852	20,728	12,475	110,500	67,948	829,049
5. 農林水産業費	88,216	87,129	1,087	2,398	2,726	0	143	82,949
6. 商 工 費	250,166	111,606	138,560	6,790	1,282	0	2,014	240,080
7. 土 木 費	979,217	1,188,466	△209,249	77,690	8,731	135,600	44,572	712,624
8. 消 防 費	490,382	436,831	53,551	0	283	74,900	3,765	411,434
9. 教 育 費	1,691,571	1,431,510	260,061	126,109	65,451	131,100	234,553	1,134,358
10. 災 害 復 旧 費	23,184	23,224	△40	0	0	0	0	23,184
11. 公 債 費	1,150,170	1,319,767	△169,597	0	0	0	114,212	1,035,958
12. 予 備 費	15,000	15,000	0	0	0	0	0	15,000
計	13,706,000	12,856,000	850,000	1,937,706	1,075,224	1,039,700	758,285	8,895,085

議 会 の 概 要

議会事務局（昭和39年4月設置）

定 数 4人

事 務 局 長（1）

|

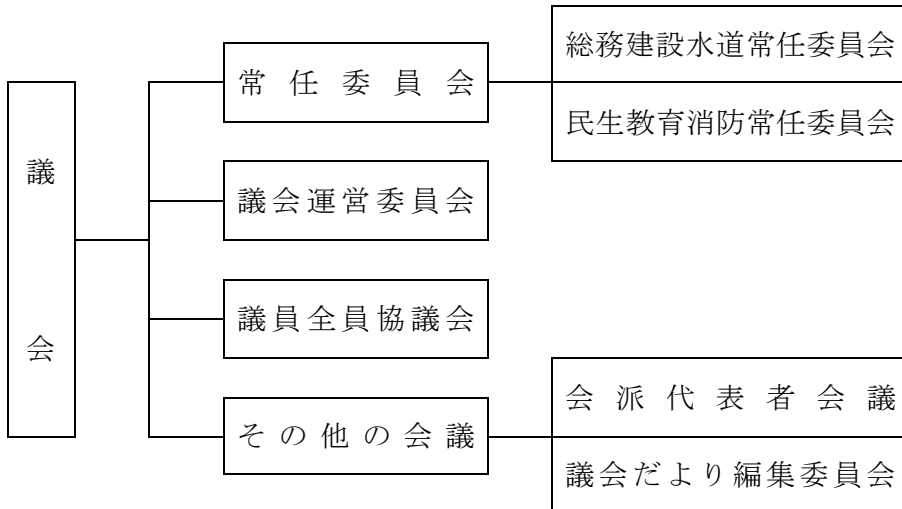
議会総務課長（0）※事務局長が兼務

|

書 記（2）

1 構成

(1) 組織



(2) 議員の定数

- ・ 条例定数 14人（平成25年一般選挙より）
- ・ 現員数 14人

(3) 党派別、会派別構成（令和5年4月1日現在）

○党派別議員数 (人)

自由民主党	3
大阪維新の会	3
公明党	2
立憲民主党	1
日本共産党	1
無所属	4

○会派別議員数 (人)

自由民主クラブ	3
コミュニティネット	2
大阪維新の会	3
公明党	2
人びとの新しい歩み	3
(会派に所属しない議員)	1

(4) 任期（令和5年4月1日現在）

令和3年4月30日 ～ 令和7年4月29日

(5) 年齢別議員数 (令和5年4月1日現在)

(人)

区分	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	合計
男	1	1	4	1	7
女	1	2	3	1	7
計	2	3	7	2	14

平均年齢 59.4歳

最年長 74歳 最年少 41歳

(6) 在職年数別議員数 (令和5年4月1日現在)

(人)

4年以下	4～8年	8～12年	12～16年	16～20年	28～32年
4	3	3	2	1	1

〔4～8年〕は「4年を超え8年以下」を表す。他も同様

2 本会議 (令和4年)

(1) 開催状況

議会名	会議期間	開議日数	出席議員数(人)	傍聴者数(人)
1月臨時会議	1月24日～1月24日(1日間)	1	14	1
2月定例会議	2月28日～3月25日(26日間)	4	14, 14, 14, 14	10, 5, 9, 11
6月定例会議	6月23日～6月24日(2日間)	2	14, 14	8, 9
9月定例会議	9月5日～9月30日(25日間)	4	14, 14, 14, 14	14, 7, 5, 5
11月臨時会議	11月28日～11月28日(1日間)	1	14	2
12月定例会議	12月13日～12月26日(14日間)	3	14, 14, 14	20, 7, 3

※平成26年4月1日から地方自治法の規定に基づく通年の会期制を導入。

(2) 付議事件

① 提出者別議案種類一覧

(件)

区分	町長等提出							議長等提出						
	条例	予算	決算	その他事件	専決※179条関係	計	うち託委員会数	条例	意見書	決議	その他	計	うち託委員会数	
計	22	42	13	26	1	104	35	2	1	1	3	7	1	

② 提出者別議決結果一覧 (件)

区分	町長等提出									議長等提出									年間延件数
	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	修 正 否 決	そ の 他	審 議 未 了	原 案 撤 回	翌 年 へ 継 続	計	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	修 正 否 決	そ の 他	審 議 未 了	原 案 撤 回	翌 年 へ 継 続	計	
計	92	0	0	0	12	0	0	0	104	5	0	1	0	1	0	0	0	7	111

(3) 一般質問

区分	延人数
定例会議	43人

(4) 請 願

受理件数		1件
結 果	採 択	0件
	不 採 択	1件
	審 議 未 了	0件
	翌年へ継続	0件

(5) 傍 聴

傍聴席の定員は40人。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として間隔を空けて運用したため、会議によって9人から20人を定員とした。

令和4年の延べ傍聴者数は116人。

3 常任委員会

(1) 名称及び所管事項 (令和5年4月1日現在)

名 称	定数	所 管 事 項
総務建設水道常任委員会	7人	総合政策部、総務部、都市創造部、上下水道部、会計課及び議会事務局に関する事項
民生教育消防常任委員会	7人	健康福祉部、消防本部及び教育委員会に関する事項

(2) 開催日数・付託事件（令和4年）

○開催日数：13日

○付託事件：36件（条例7件、予算13件、決算13件、その他3件）

4 議会運営委員会

議会を円滑かつ効率的に運営するために昭和49年に設置。現在5人の委員（各会派2人につき1人）をもって構成している。

地方自治法の改正に伴い、平成4年3月30日に議会運営委員会の法制化を図り、平成4年4月1日から施行している。

5 議員全員協議会

議会役員改選に関する協議や議会の申し合わせ事項の協議など、また、執行部からの町政の重要事項について報告を受けるときに開催する。

6 その他の会議

(1) 会派代表者会議

議会関係の例規の制定・改廃、議員研修、議会費予算の承認及び年間の本会議等の日程などについて協議するほか、必要に応じて開催する。

(2) 議会だより編集委員会

島本町議会だよりを発行するにあたり、紙面のレイアウト、記事原稿等を協議する。委員は各会派から1人で、平成27年5月14日から、会派に所属しない議員が3人以上いる場合に限り、その中からも1名選出している。

7 議会運営の状況

(1) 議会基本条例の制定

島本町議会基本条例は17条からなる議会に関する基本的な事項を定めた条例で、令和3年4月1日に施行した。この条例は、実質的に議会に関する他の条例や規則などの中で最上位に位置する最高規範としての性質を有するものであることから、議会に関する他の条例、規則、各種取り決めや解釈、運用などの制定や改正、廃止にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

(2) 通年議会の実施

平成26年4月1日から、地方自治法第102条の2第1項の規定による通年の会期制を導入している。6月23日、9月3日、12月13日、翌年2月27日（町の休日にあたる場合は、その翌日）を定例日とし、定例日から始まる一連の会議を「定例会議」、その他必要に応じて開催する一連の会議を「臨時会議」と位置付けている。

(3) オンラインを活用した委員会

重大な感染症のまん延防止や災害の発生などの事由により、委員会の開催場所への参集が困難な場合は、オンラインを活用した委員会を開催することができるよう、令和4年3月に島本町議会委員会条例を改正するとともに、島本町オンライン委員会運営要綱を制定した。

(4) 審議方法

本会議中心主義を採用しているが、当初予算（予算に関連する条例を含む）、決算及び請願については委員会に付託する。また、条例の制定及びそれに準ずる条例改正についても、所管の委員会に付託することを通例としている。

なお、本会議に先立つ議会運営委員会は、概ね1～2週間前に開き、議事日程等を協議し、その後、議案書を事前送付している。

(5) 審議順序

一般質問、報告、人事、契約、条例、予算（決算）、意見書等の順によることを通例としている。

(6) 発 言

① 文書通告を要する発言

一般質問、緊急質問及び会派代表質疑(会派に所属しない議員を含む)がある。
通告期限は議会運営委員会で定め、発言順序については、一般質問は通告順、
会派代表質疑は抽選で決定している。

② 発言回数制限

質疑は、同一議題につき3回を原則。予算・決算時の会派代表質疑については
時間制を設けている。

一般質問については、質問時間(20分)と全体時間(50分)の制限を設け、
一問一答方式を導入している。

(7) 表 決

一括議題としたときも議案ごとに討論・採決とする。原則として起立により採決
する。

8 議会発行物

(1) 会議録(本会議、常任委員会)

発行部数 8部

配布先 関係機関等

(2) 議会だより

議会での審議状況並びに議会に関する諸報告の事項を住民に周知するため発行
している。

発行部数 14,800部

発行回数 年4回

配布先 本会議後おおむね60日を目処に発行。
広報しまもとと合併発行している。

9 議員報酬と旅費

(令和5年4月1日現在)

(1) 議員報酬

区分	報酬月額	町長の給料に対する比率	特別職等の給料月額	
議長	395,000 円	49.4%	町長	800,000 円
副議長	350,000 円	43.8%	副町長	705,000 円
議員	330,000 円	41.3%	教育長	655,000 円

※月の途中で就退職の場合は、日割額により報酬を支給する。

(2) 期末手当支給率（報酬月額に15%の加算あり）

6月 2.125ヵ月 12月 2.125ヵ月 合計 4.25ヵ月

(3) 旅費

鉄（軌）道賃：旅客運賃等

航空賃：旅客運賃等

船賃：旅客運賃等

車賃：実費

日当：3,000 円（1日につき）

宿泊料：12,000 円以内（1夜につき）

〔注〕日帰りの日当

片道 300 km 以上は 3,000 円を支給。

100 km 以上 300 km 未満は 2 分の 1 に相当する 1,500 円を支給。

100 km 未満は不支給。

(4) 各常任委員会等調査研修旅費

1人あたり年額 60,000 円以内（各常任委員会）

50,000 円以内（議会運営委員会）

島本町議会事務局

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話番号 075-962-6315 (直通)

FAX番号 075-962-6322